

JP ドメイン名諮問委員会規則案と設置要綱との比較表

JP ドメイン名諮問委員会規則案	規則案趣旨
<p>この規則は、株式会社日本レジストリサービス（以下「当社」という）定款の規定に基づき、JP ドメイン名諮問委員会（以下「本委員会」という）の運営に関する事項を定める。</p> <p>第1条（目的） 本委員会は、当社定款に基づき、当社が行うJPドメイン名登録管理業務の公平性及び中立性の維持を目的として、当社内部に設置される。</p> <p>第2条（活動） 1. 本委員会は、当社のJPドメイン名登録管理業務の公平性及び中立性に関する事項について、当社の諮問に対する答申および勧告を行う。 2. 本委員会は、必要に応じて、前項記載の事項について当社に説明を求めることができる。</p> <p>第3条（答申および勧告の効力） 当社は、本委員会における答申および勧告の趣旨を最大限尊重しなければならない。</p> <p>第4条（諮問事項） 当社が本委員会に対し諮問を行う事項は、以下のとおりとする。 (1) JPドメイン名登録規則その他関連規則 (2) JPドメイン名指定事業者の選定および契約終了に関する基準 (3) その他取締役会が諮問することを決定した事項</p> <p>第5条（構成等） 1. 本委員会は、委員6名をもって構成する。</p>	<p>設置要綱 1.</p> <p>設置要綱 2. 但し、「取締役会」「当社」</p> <p>設置要綱 2. 但し、「取締役会」「当社」</p> <p>設置要綱 2.</p> <p>設置要綱 3.</p> <p>設置要綱 4.</p>

<p>2. 委員は、本委員会に諮問し、当社が任命する。</p> <p>3. 当社の役員（非常勤役員を含む）および従業員は、委員となることができない。</p>	<p>設置要綱 4. 「委員の具体的選定方法は、本委員会が提案し、当社が採用する。」に基づき、次期委員の具体的選定方法につきましてご答申願いたいと存じます。</p>
<p>第6条（委員の任期）</p> <p>1. 委員の任期は就任後2年内の3月末日までとする。 ただし、再任を妨げない。</p> <p>2. 当社は、任期途中で委員が退任した場合、それに代わる者を選任することができる。</p> <p>3. 補欠として選任された委員の任期は、他の在任委員の任期が満了すべき時までとする。</p>	<p>設置要綱 5(1)</p> <p>設置要綱 5(1)</p> <p>設置要綱 5(1)</p>
<p>第7条（委員長・副委員長）</p> <p>1. 本委員会は、委員の互選により委員長1名および副委員長1名を選任する。</p> <p>2. 委員長および副委員長は、委員の委嘱があった最初の委員会または委員長もしくは副委員長が欠けたときに選任する。</p> <p>3. 委員長は、本委員会の会務を総理し、本委員会の議長となり議事を進行する。</p> <p>4. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、委員長が本委員会に出席できないときまたは委員長が欠けたとき委員長の職務を行う。</p>	
<p>第8条（部会）</p> <p>1. 本委員会は、必要に応じて部会を設けることができる。</p> <p>2. 本委員会は、委員以外の者を部会員に委嘱することを、当社に勧告できる。</p>	<p>設置要綱 5(4)</p> <p>設置要綱 5(4)。</p>
<p>第9条（開催）</p>	

